

8. 宿泊税

宿泊税は、市内の宿泊施設の宿泊客に課税される税金で、観光・MICE振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

宿泊税を納める方（納税義務者）

旅館・ホテル・簡易宿所および住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者

税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊あたり右記のとおりです。

税率		内訳(参考)	
宿泊料金	税率	市の税率	県の税率
2万円未満	200円	150円	50円
2万円以上	500円	450円	50円

※宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

※宿泊施設により、宿泊税の支払い方法は異なりますので、各施設にご確認ください。

※福岡市・福岡県の税額をあわせてお支払ください。

納税の方法

宿泊施設の経営者が宿泊料金とあわせて宿泊税を徴収し、翌月末までに福岡市へ申告し、納めることになっています。

※福岡市・福岡県の税額をあわせて徴収し、市へ納入していただきます。

申告先 〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号(博多区役所9階)
財政局法人税務課 TEL:292-2496

令和7年度当初予算における宿泊税の使いみち

宿泊税については、その使途を「福岡市観光振興条例」で定めており、令和7年度においては、以下の(1)～(4)の取組みの財源として全額を活用します。

令和7年度宿泊税収入額(見込)

約30.7億円

全額活用

宿泊税充当事業費

(1)～(4)の計 約85.2億円

(1)九州のゲートウェイ都市機能強化 約15.0億円

- 西日本・九州の自治体等と連携した西のゴールデンルートの推進
- 国内を代表するMICE拠点の形成 など

(2)MICE都市としてのプレゼンス向上 約5.7億円

- 國際会議や展示会などの誘致に向けた助成等の支援
- ヴィーガン対応店舗の拡充など食のユニバーサル対応の推進 など

(3)地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進 約62.9億円

- 志賀島・北崎地区におけるインバウンド滞在促進や立ち寄りスポット整備
- 鴻臚館東門や堀の一部の復元整備 ○インバウンド向けマナー啓発

(4)宿泊税の賦課徴収に要する経費 約1.6億円